

サービス利用契約書(案)

- 1 サービス名 おかやま全県統合型GIS提供サービス業務
- 2 利用期間 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- 3 利用金額 月額 金〇〇〇〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇円)
- 4 契約保証金 〇〇〇

利用者岡山県(以下「甲」という。)とサービス提供者〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によりおかやま全県統合型GIS提供サービス業務(以下「サービス」という。)について契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、頭書3の利用金額(以下「利用料」という。)をもって、頭書2の利用期間に、サービスを提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、甲及び乙は、この契約を解除するものとする。

3 前項の規定による契約の解除により、甲又は乙に損害が生じる場合は、当該損害の賠償について、甲乙協議して決定するものとする。

(サービスレベル合意書)

第2条 サービスの内容、提供範囲、品質、運営ルール等を明確化するため、別紙1のおかやま全県統合型GIS更新業務仕様書(以下「仕様書」という。)及び別紙2の乙の令和〇年〇月〇日付けおかやま全県統合型GIS更新業務提案書に基づき、サービスの提供内容等に関する細目を定め、別途おかやま全県統合型GIS提供サービス利用契約に関するサービスレベル合意書(以下「SLA」という。)を締結する。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、この契約により発生する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、甲があらかじめ書面により承認した場合を除き、サービスの提供に係る業務を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の規定による甲の承認を受けた上で、サービスの提供に係る業務の委託を行う場合、委託先の業務の実施について、自らが業務を行った場合と同様の責任を負うものとする。

(サービスの利用)

第5条 甲は、乙が指定したものを除き、サービスを利用する権利を許諾されるものであり、サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

(利用料の支払)

第6条 乙は、甲に対し、サービスの提供を行った月の翌月に前月分の利用料を請求し、甲は、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に当該利用料を支払うものとする。

2 甲が前項に定める期間内に乙に対して利用料を支払わないときは、甲は、当該期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払額につき年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息

として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(サービスの停止)

第7条 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次に掲げる場合には、サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

- (1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致命的な伝染病の流行その他第三者による加害行為によりサービスの提供が不能となったとき。
- (2) データセンターの保守、工事その他のやむを得ない事由があるとき。
- (3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く。）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき。

2 前項の場合において、乙は、サービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。

3 乙は、甲につき次の事由が生じたときは、サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) 甲が利用料の支払を遅滞したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反したとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

4 前項の場合において、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び理由を通知するものとする。

(サービスの廃止)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。なお、廃止日をもってこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する事由によりサービスを提供できない場合
- (2) サービス用設備に供される機器又はソフトウェアについて、当該機器又はソフトウェアの保守サービスを受けることができなくなった場合

(契約の解除)

第9条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、契約期限までに目的物を引き渡さなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を引き渡すことなく契約期限を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込み

がないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認めるとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第10条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、目的物を引き渡すことができないと認められたとき。

(2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。（損害賠償）

第12条 甲及び乙は、この契約の実施に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に、その損害の賠償を請求することができる。

（契約終了後の処理）

第13条 甲及び乙は、この契約が終了し、又は解除された場合、相手方の指定したものを除き、相手方から提供を受けたサービスの利用に係る資料（全部又は一部の複製物を含む。）の全てをこの契約の終了後速やかに相手方に返還するものとする。

2 甲がサービスを利用して登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）は、乙が無償で契約終了後に速やかに他の電子媒体等にコピーし、甲に返還するものとし、乙の責任で完全に消去するものとする。

（禁止事項）

第14条 甲は、サービスの利用に関し、次の行為を行わないものとする。

(1) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(3) 第三者を差別し、誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損する行為

(4) 第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与え

る行為、又はそのおそれのある行為

(5) 法令、条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為

(6) 前各号に掲げる行為のほか、甲又は乙がサービスの利用を不相当と判断した行為

2 乙は、甲が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう甲へ要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、サービスの利用を停止することができるものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、仕様書中個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第 16 条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年〇月〇日

甲 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○○○○○ ○○○○○○